

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画(野洲市)

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食料品の物価高騰に対する現金給付事業	①物価高騰の受けた生活者等への支援(生活者に対する食糧品支援を含む)のため ②住民1人当たり7,000円給付及び事務費 ③給付費 @7,000円×約51,000人 事務費 24,250千円 ④全住民	R8.1	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	食材の物価高騰分に相当する学校給食費の保護者負担軽減事業	①物価高騰等の影響により、給食食材費が高騰し、令和6年度からの給食負担金の額の改定を行ったが、子育て世帯への支援のため増額分を負担することで、保護者負担増加を抑制することを目的とする。 ②食材の物価高騰による不足する賄材料費 ③食糧費負担金値上げ分 公立小学校2,754人×400円×11か月=12,117,600円 公立中学校1,374人×600円×11か月=9,068,400円 公立幼稚園4・5歳児284人×400円×10か月=1,136,000円 公立幼稚園3歳児114人×400円×9か月=364,800円 公立こども園・保育園・幼稚園4・5歳児 425人×400円×11か月=1,870,000円 幼稚園3歳児 42人×400円×9か月=151,200円 公立幼稚園・こども園預かり預かり保育分 26,803食×25円=670,075円 小計 25,378,075円(ア) 公立保育園(自園給食分) 311,760円 夏期休暇分(幼稚園 預かり保育含む) 264,300円 小計 576,060円(イ) 合計 25,954,135円(ア)+(イ) ④野洲市立小学校、中学校、幼稚園、こども園に通う児童生徒、園児がいる子育て世帯 ※教職員の給食費は含まず	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等食料品価格高騰対策支援事業	①物価高騰による食材料費の価格上昇について、価格上昇見込み分を民間園に補助することにより、民間保育所等に通う児童の保護者への負担軽減を図る。 ②物価高騰による食材料費の価格上昇分を補助 ③一人あたりの年間上昇額=県補助基準単価 (a)基本(保育所等)1,423円×565人=803,995円 (b)副食費免除対象者分1,023円×52人=53,196円 {(a)+(b)}×12か月=10,286,292円 【財源内訳:県1/2=5,143,146円、市1/2=5,143,146円(交付金充当) ④市内民間保育所に通う児童の保護者	R7.7	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子育て世帯経済的支援商品券交付事業	①食料等の物価高騰による家計への影響が長期化している中、子育て世帯の経済的負担の増加を踏まえ、子育て世帯に対し、1人5千円分のこどもクーポン券を交付し、経済的負担の軽減を図る。 ②事業費(委託料)、事務費(通信運搬費) ③委託料:41,302,800円(商品券代:8344人×4950円) 4,088,560円(郵送料:8344人×490円) 2,294,600円(作業費:8344人×275円) ・通信運搬費:205,000円(返戻分郵送料:418人×490円) 合計:47,891,000円 ④基準日(令和7年9月30日)において、0歳～高校3年生年代がいる世帯	R7.8	R8.3
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	野洲市エネルギー価格高騰対策事業者支援金支給事業	① エネルギー価格等の高騰が長引く中、その影響を受ける市内に事業所を有する中小企業基本法に定められた中小企業が所有する車両の一部経費(1台あたり20,000円 個人1台、法人5台を上限)を交付し、負担軽減を図る。 ② エネルギー価格高騰対策事業者支援金の支給に関する給付金及び事務費に充当 ③ 野洲市商工会への補助事業として実施 3,000万円 ・給付金:26,730,000円 個人:2万円×643社×約67%(約430社)=8,640千円 法人:10万円×735社×約25%(約190社)=18,090千円 ・雑役務費:2,250,000円(臨時職員等) ・印刷製本費:150,000円 ・通信運搬費:350,000円 ・事務費:270,000円 ・雑費:250,000円 ④ 令和7年3月31日以前から引き続き野洲市内に事業所を有し、今後も市内で事業を継続する意思のある事業者。併給調整ほか条件あり。	R7.9	R8.3
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業用燃油等高騰対策緊急支援事業費補助金	①物価高騰の影響を受けている農業者の経済的負担を軽減するために燃料費の一部を助成する。 ②燃油の価格高騰相当分 ③積算 水稲:支援対象面積10,850反(10a)×800円/10a=8,680,000円…(1) 麦、大豆、(そば等):支援対象面積12,769反(10a)×400円/10a=5,107,600円…(2) 露地野菜:支援対象面積136反(10a)×2,200円/10a=299,200円…(3) 施設野菜(果菜類):支援対象面積106反(10a)×2,500円/10a=265,000円…(4) 施設野菜(葉菜類):支援対象面積197反(10a)×1,000円/10a=197,000円…(5) 果樹:支援対象面積34反(10a)×800円/10a=27,200円…(6) 茶:支援対象面積1反(10a)×1,900円/10a=1,900円…(7) ⇒(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)=14,557,900円≒14,600千円 事業案内等発送料:@110円×150名×3回=49,500円≒50千円 口座振込手数料:@110円×150名=16,500円≒20千円 ④認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織	R7.10	R8.3
7	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業燃油高騰対策支援事業補助金	①物価高騰の影響を受けている漁業者の経済的負担を軽減するために燃料費の一部を助成する。 ②燃油の価格高騰相当分 ③軽油:(使用量)4,100ℓ×(高騰額)19円/ℓ=77,900円…(1) ガソリン:(使用量)2,000ℓ×(高騰額)17円/ℓ=34,000円…(2) ⇒(1)+(2)=111,900円≒150千円 口座振込手数料@110円×5名=550円≒1千円 ④滋賀びわ湖漁業協同組合中支所に所属し、現に漁業を営む者	R7.10	R8.3
8	③消費下支え等を通じた生活者支援	上下水道事業会計補助事業	①原油価格・物価高騰の影響による光熱費等の高騰や公共調達における労務費高騰に直面する水道事業を支援し、水道事業運営体制の維持を図る。 ②水道事業繰出金 ③光熱費等増額影響分 2,137千円 ④野洲市水道事業会計	R7.4	R8.3